

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

長崎大学生活協同組合

次世代育成支援対策推進法に基づき、以下のとおり一般事業主行動計画を策定しております。

計画期間

2021年4月1日～2024年3月31日

計画内容

- 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、男性の育児休業取得を促進するための措置を実施します。また、育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を図ります。

【取り組み内容①】育児休業規定や待遇について最新版を作成し、案内物を各職場に掲示する。

2022年(令和4年)4月～ 育休規定や待遇について最新版を作成する。

2022年(令和4年)7月～ 各職場に育児休業に関するポスターを掲示すると共に、経営対策会議及び職場会議の中で情報の共有を行なう。

- 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図ります。

【取り組み内容①】諸制度について最新のものを整理し、各職場に掲示する。

2022年(令和4年)7月～ 各職場に諸制度に関するポスターを掲示すると共に、

経営対策会議及び職場会議の中で情報の共有を行なう。

- 所定外労働の削減、また年次有給休暇の取得の促進のために、プロジェクトチームを立ち上げ、働き方の見直しを検討していきます。

【取り組み内容①】プロジェクトチームを立ち上げ、勤務の状況や休みの取得状況を責任者メンバーが把握し分担や役割の見直しを行なう。

2021年(令和3年)1月～ 責任者メンバーを構成員とした働き方見直しプロジェクトを立ち上げ、月に一度ミーティングを行なう。

2021年(令和3年)4月～ 正規職員の勤務スケジュールを共有フォルダに上げ、常時点検できる仕組みを作る。

年に一度、振り返りを行ない、職員に成果を共有する。

以上